



茨城県報

第 255 号

令和 3 年 (2021年) 11月11日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉推進課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉推進課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (6 件) (障害福祉課) 3
- 指定障害児通所支援事業者の指定更新 (3 件) (障害福祉課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (4 件) (障害福祉課) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (2 件) (障害福祉課) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (3 件) (障害福祉課) 7
- 大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課) 7
- 保安林の指定の解除の予定 (林業課) 9
- 定款変更の認可 (2 件) (農村計画課) 10
- 道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) 10

(選挙管理委員会)

- 選挙管理委員会第11回定例会の招集 11

公 告

- 公共測量の中止 (用地課) 12
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 12
- 入札公告 (管財課) 12
- 入札公告 (情報システム課) 16

(教 育 委 員 会)

- 入札公告 22

告 示

茨城県告示第1236号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

令和 3 年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 介護保険 事業所番号 | 申請者の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所 の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の 所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの種 類 |
|---------------|-----------------------------|--------|--------------------------------------|------------------------------------|--|--------------------|---------------------|
| 0853980019 | 医療法人 江隆会 | 江畑 均 | 石岡市柿岡 2019 | 介護老人保健 施設 サンク リーンやさと | 石岡市小倉 443-1 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 訪問リハ ビリテー ション |
| 0861090041 | 合同会社 訪 問看護ステー ションアベリア | 黒川 正子 | 下妻市下妻乙 948-1 | 合同会社訪問 看護ステーシ ョンアベリア | 下妻市本宿町 1-33 サン ライズコーポ 101号 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 訪問看護 |
| 0870303146 | アサヒサンク リーン 株式 会社 | 浅井 孝行 | 静岡県静岡市 葵区本通10- 8-1 | アサヒサンク リーン在宅介 護センター土 浦 | 土浦市荒川沖 西 2-1-1 さらさ荒川沖 テナント 1 階 003号室 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 訪問入浴 介護 |
| 0870801388 | 株式会社 ハ ンドレッド | 靄見 鉄雄 | 千葉県船橋市 藤原 8-1- 2-206 | ご隠居長屋和 楽久 龍ヶ崎 | 龍ヶ崎市川原 代町1283-1 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 特定施設 入居者生 活介護 |
| 0872102421 | 医療法人 博 仁会 | 鈴木 邦彦 | 常陸大宮市上 町313 | フロイデひた ちなかホーム ヘルパーステ ーション | ひたちなか市 足崎1474- 391 ウェス トフィールド E101 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 訪問介護 |
| 0872800511 | 株式会社 さ くらモンデッ クス | 舘山 英雄 | 東京都港区芝 大門 1-4- 10 大蔵ビル 401号 | さくら・介護 ステーション 清風高校前 | 坂東市岩井 4498-9 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 訪問介護 |

茨城県告示第1237号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

令和 3 年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 介護保険 事業所番号 | 申請者の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所 の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の 所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの種 類 |
|---------------|-----------------------------|--------|----------------------------|---------------------------------|--|--------------------|-----------------------------|
| 0853980019 | 医療法人 江隆会 | 江畑 均 | 石岡市柿岡 2019 | 介護老人保健 施設 サンク リーンやさと | 石岡市小倉 443-1 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 介護予防 訪問リハ ビリテー ション |
| 0861090041 | 合同会社 訪 問看護ステー ションアベリア | 黒川 正子 | 下妻市下妻乙 948-1 | 合同会社訪問 看護ステーシ ョンアベリア | 下妻市本宿町 1-33 サン ライズコーポ 101号 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 介護予防 訪問看護 |
| 0870303146 | アサヒサンク リーン 株式 会社 | 浅井 孝行 | 静岡県静岡市 葵区本通10- 8-1 | アサヒサンク リーン在宅介 護センター土 浦 | 土浦市荒川沖 西 2-1-1 さらさ荒川沖 テナント 1 階 003号室 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 介護予防 訪問入浴 介護 |
| 0870801388 | 株式会社 ハ ンドレッド | 靄見 鉄雄 | 千葉県船橋市 藤原 8-1- 2-206 | ご隠居長屋和 楽久 龍ヶ崎 | 龍ヶ崎市川原 代町1283-1 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 介護予防 特定施設 入居者生 活介護 |

茨城県告示第1238号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの 種 類 |
|------------|----------------|------------------------------|-------------------|------------------------------|---------------|--------------------------|
| 0851500058 | こどもサークル 北茨城 | 茨城県北茨城市大 津町北町四丁目5 番地15 | 株式会社H. R. いばらき | 茨城県北茨城市大 津町北町四丁目5 番地15 | 令和3年 11月1日 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス |

茨城県告示第1239号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの 種 類 |
|------------|--------|--|---------------|----------------------|---------------|--------------------------|
| 0851700252 | ぼんてステラ | 茨城県取手市戸頭 3-32-15メゾン 戸頭2号棟1階 103号室 | 株式会社PON TE | 千葉県柏市十余二 254番地889 | 令和3年 11月1日 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス |

茨城県告示第1240号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの 種 類 |
|------------|---------------------------------------|----------------------|--------------|-----------------------|---------------|--------------------------|
| 0852000827 | 音楽特化型児童 支援施設・放課 後等デイサービ ス おと | 茨城県つくば市花 畑2丁目10-6 | 株式会社TOW A | 茨城県下妻市高道 祖4318番地の4 | 令和3年 11月1日 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス |

茨城県告示第1241号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの 種 類 |
|------------|------------------|-------------------------------|-----------------|------------------------------|--------------------|--------------------------|
| 0852000835 | 総合療育センターつくば二の宮教室 | 茨城県つくば市二の宮 4 丁目 1 - 26 大洋テナント | 総合療育センターつくば株式会社 | 茨城県つくば市花室 848 番地 1 花室 S テナント | 令和 3 年 11 月 1 日 | 児童発達支援 放課後等デイ サービス |

茨城県告示第1242号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの 種 類 |
|------------|-----------|-------------------|----------------|---------------------|--------------------|----------------|
| 0852000843 | やるきやんつくば校 | 茨城県つくば市稲荷前 32 - 7 | 一般社団法人全国就労支援協会 | 茨城県土浦市大手町 16 番 12 号 | 令和 3 年 11 月 1 日 | 放課後等デイ サービス |

茨城県告示第1243号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年月日 | サービ スの 種 類 |
|------------|------------------|--------------------|----------|--------------------|--------------------|------------------|
| 0857400055 | キッズルームばんびーに 小美玉館 | 茨城県小美玉市上玉里 48 - 53 | 株式会社あいごせ | 茨城県小美玉市上玉里 48 番地 5 | 令和 3 年 11 月 1 日 | 児童発達支援 保育所等訪問 |

茨城県告示第1244号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定更新 年月日 | サービ スの 種 類 |
|------------|----------|--------------------|----------|---------------------------|--------------------|----------------|
| 0852000272 | ハートつ子さくら | 茨城県つくば市桜 3 - 3 - 6 | 株式会社いっしん | 茨城県かすみがうら市稲吉二丁目 18 番 15 号 | 令和 3 年 11 月 1 日 | 放課後等デイ サービス |

茨城県告示第1245号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定更新年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------|----------------|------------|--------------------------|-----------|------------|
| 0852000280 | たいようの子 | 茨城県つくば市榎戸433-4 | 株式会社さんらい'S | 茨城県つくば市二の宮一丁目2番地2酒井ビル209 | 令和3年12月1日 | 放課後等デイサービス |

茨城県告示第1246号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定更新年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------|-------------------|---------------|---------------------|-----------|---------|
| 0853800084 | こどもプラス荒川沖教室 | 茨城県稲敷郡阿見町住吉2-11-4 | Next Age 株式会社 | 茨城県稲敷郡阿見町住吉二丁目11番地4 | 令和3年12月1日 | 児童発達支援 |

茨城県告示第1247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------|--------------------------|-------------|------------------|-----------|----------------|
| 0810400895 | 訪問介護本舗44の福来郎 | 茨城県古河市諸川1416-16鈴木ハイツ105号 | 株式会社K40live | 茨城県古河市尾崎3615番地49 | 令和3年11月1日 | 居宅介護 重度訪問介護 |

茨城県告示第1248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------|------------------|--------------------|-------------------|-----------|---------|
| 0811600675 | ピアサポートともべ | 茨城県笠間市下郷4536-115 | 株式会社ADACH I 福祉サポート | 茨城県笠間市下郷4536番地115 | 令和3年11月1日 | 居宅介護 |

茨城県告示第1249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------|------------------------------------|------------------|---------------------|---------------|--------------|
| 0812001436 | リハスワークつくば | 茨城県つくば市千現2丁目11番地16 エミネンス洞峰103号室 | 株式会社 hitonowa | 東京都青梅市今寺二丁目473番地の14 | 令和3年 11月1日 | 就労継続支援 B型 |

茨城県告示第1250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------------|-----------------------|---------------|---------------------|---------------|---------|
| 0823100359 | グループホーム ひたちの里 | 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8228番地77 | 株式会社メディカル・ワオン | 福島県伊達市保原町上保原字内山59番地 | 令和3年 11月1日 | 共同生活援助 |

茨城県告示第1251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定更新年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------------------|------------------------|--------------|------------------------|---------------|----------------|
| 0811500099 | 多機能型障害福祉サービス事業所 タンポポ畑 | 茨城県北茨城市磯原町豊田字花園田1207番地 | 特定非営利活動法人夢工房 | 茨城県北茨城市磯原町豊田字花園田1207番地 | 令和3年 11月1日 | 居宅介護 重度訪問介護 |

茨城県告示第1252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定更新年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------|------------------|-----------|--------------------------|-----------------|----------|
| 0812900306 | ミナト介護サービスはさき | 茨城県神栖市土合南 2-1-21 | 有限会社ミナト交通 | 千葉県銚子市川口町二丁目 6385 番地の 44 | 令和 3 年 12 月 1 日 | 居宅介護行動援護 |

茨城県告示第 1253 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項に規定する廃止の届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------|--------|------------------------|----------|------------|-----------------|
| 0812000610 | カフェベルガ | 茨城県つくば市竹園 1 丁目 10 番地 1 | 有限会社 友遊舎 | 就労継続支援 A 型 | 令和 3 年 9 月 30 日 |

茨城県告示第 1254 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項に規定する廃止の届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------|--------------|------------------|-----------|---------|------------------|
| 0812900306 | ミナト介護サービスはさき | 茨城県神栖市土合南 2-1-21 | 有限会社ミナト交通 | 重度訪問介護 | 令和 3 年 10 月 31 日 |

茨城県告示第 1255 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項に規定する廃止の届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------|--------|------------------------|-----------------|------------|----------------|
| 0812000628 | アリス | 茨城県つくば市島名字榎内 3621 番地 2 | 株式会社 優愛コーポレーション | 就労継続支援 A 型 | 令和元年 11 月 30 日 |

茨城県告示第 1256 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

(2) 住所

東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスガーデン筑西

筑西市布川 1310-1 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|--------------|------------------------|-------|
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号 | 藤田 勝幸 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者氏名 |
|----------------------|------------------------|-------|
| 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号 | 伊藤 光博 |

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 令和 3 年 10 月 1 日 外

イ 令和 2 年 10 月 11 日 外

(4) 変更する理由

ア 設置者の代表者の氏名及び名称に変更が生じたため

イ 小売業者に変更が生じたため

3 届出年月日

令和 3 年 10 月 18 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 1257 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ジョイフル本田

代表取締役 細谷 武俊

(2) 住所

土浦市富士崎一丁目 16 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田ニューポートひたちなか

ひたちなか市新光町 34 番 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

令和 3 年 9 月 1 日 外

(4) 変更する理由

小売業者変更のため

3 届出年月日

令和 3 年 10 月 13 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 1258 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 解除を予定している保安林の所在場所

那珂郡東海村大字照沼字藤の上 775 番 17

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び東海村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1259号

霞ヶ浦土地改良区から令和3年3月22日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和3年11月2日認可した。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1260号

霞ヶ浦用水利土地改良区から令和3年9月30日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和3年11月2日認可した。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年11月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--------------------|------|---------|------|-------|
| 行方市四鹿字杉前49番2地先から | 旧 | メートル | メートル | |
| | | 最大 23.5 | 91 | |
| 行方市青沼字杉前下571番1地先まで | 新 | 最大 29.8 | 91 | 迂回路設置 |
| | | 最小 10.8 | | |

茨城県告示第1262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年11月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|------|--------------------|------|------|
| 銚田市銚田字堀米台750番1地先から 銚田市銚田字堀米台764番2地先まで | 旧 | メートル | メートル | 8 |
| | | 最大 18.5 最小 18.3 | | |
| | 新 | 最大 46.1 最小 45.4 | 8 | 現道拡幅 |

茨城県告示第1263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年11月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山方常陸大宮線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|------|--------------------|------|------|
| 常陸大宮市照山字上久保72番1地先から 常陸大宮市辰ノ口字水門2079番2地先まで | 旧 | メートル | メートル | 710 |
| | | 最大 33.6 最小 4.1 | | |
| | 新 | 最大 43.6 最小 10.5 | 710 | 現道拡幅 |

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第76号

令和3年第11回定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月11日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

- 1 日 時
令和3年11月16日（火）午後1時30分
- 2 場 所
水戸市笠原町978番6
茨城県庁選挙管理委員室
- 3 議 題
 - (1) 令和4年第1回定例会の日程等について
 - (2) 市町村選挙の結果について
 - (3) 政治団体の設立届出等の状況について
 - (4) その他

公 告

●公共測量の中止

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり中止した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 日立市
- 2 作業種類 公共測量（水準測量・現地測量）
- 3 作業中止日 令和3年8月19日
- 4 作業地域 日立市田尻町2丁目の一部

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字上石崎字大高4672番47
- 2 事業主の住所及び氏名
東茨城郡茨城町大字小鶴1888番地4
古橋 明

●入札公告

県有財産及び警察共済組合所有財産（土地・建物）の一体売払いに係る一般競争入札を次により行う。

令和3年11月11日

茨城県知事 大井川 和彦

1 売払財産（土地・建物）

- (1) 件名
旧警察職員宿泊保養施設シーサイドはまざく
- (2) 売払財産の概要

| 物件番号 | 土地の所在及び地番 | 種別 | 公簿地目種類・構造 | 面積 (㎡) | 予定価格 (円) (消費税及び地方消費税込) |
|------|--|------------|-----------|----------|--|
| | 東茨城郡大洗町大貫町字寺釜64番84 (県有地) 東茨城郡大洗町大貫町字角一253番1 (県有地) 東茨城郡大洗町大貫町字寺釜64番80 (警察共済組合所有地) | 土地1 | 宅地 | 832.58 | 【内訳】 土地：32,400,000 建物：34,890,000 |
| | | 土地2 | 宅地 | 113.06 | |
| | | 県有地計 | | 945.64 | |
| | | 土地3 | 宅地 | 1,668.23 | |
| | | 警察共済組合所有地計 | | 1,668.23 | |

| | | | |
|---|------|---------------------------------|----------|
| 1 | 土地合計 | | 2,613.87 |
| | 建物 1 | 保養所 鉄筋コンクリート造 陸屋根 4 階建 | 1,592.59 |
| | 建物 2 | 倉庫 コンクリートブロッ ク造陸屋根 平家建 | 25.68 |
| | 建物 3 | 物置 木造陸屋根 平家建 | 8.28 |
| | 建物 4 | 寄宿舍 木造亜鉛メッキ鋼板 葺 2 階建 | 69.56 |

※ 1 : 土地 1 及び 2 は、茨城県 (以下「甲」という。) 所有である。

※ 2 : 土地 3 は、警察共済組合 (以下「乙」という。) 所有である。

※ 3 : 建物 1、2 及び 3 は、甲乙共有 (持分割合 : 甲 864/1,000、乙 136/1,000) である。

※ 4 : 建物 4 は、乙所有 (予定価格 : 640,000 円) である。

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員
- (3) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号。以下「条例」という。) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 (事業者を含む。)
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 (事業者を含む。)
 - オ 暴力団 (員) に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団 (員) と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (事業者を含む。)

3 入札参加申込書等の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和 3 年 11 月 11 日 (木) から令和 3 年 11 月 26 日 (金) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 配布場所

ア 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室

電話 029-301-2380

イ 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部警務部厚生課内
警察共済組合茨城県支部

電話 029-301-0110 (内線2782)

ウ 下記11に示す現地説明会の会場

エ 次のホームページからもダウンロード可能である。

(ア) 茨城県管財課ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/kanzai/koyu/zaisan.html>

(イ) 茨城県警察本部ホームページ

https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a05_introduction/nyusatsu/index.html

(ウ) 警察共済組合ホームページ

<https://www.keikyo.jp/about01.php?jnl=718>

4 入札参加申込書の提出期間及び場所

(1) 提出期間

令和3年11月11日(木)から令和3年11月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

※郵送(書留郵便)の場合、11月26日(金)午後5時必着

(2) 提出場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室 電話 029-301-2380

5 入札の方法

(1) 入札書の提出

郵送(書留郵便)又は当日持参により提出すること。

(2) 入札書の提出期限・提出日時及び提出場所

ア 郵送による提出の場合

| 物件番号 | 提出期限 | 提出場所 |
|------|-----------------------|--|
| 1 | 令和3年12月13日(月) 午後5時 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室 |

イ 当日持参による提出の場合

| 物件番号 | 提出日時 | 提出場所 |
|------|--------------------------|---|
| 1 | 令和3年12月14日(火) 午後1時30分 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室1 |

(3) 開札の日時及び場所

| 物件番号 | 日時 | 場所 |
|------|--------------------------|---|
| 1 | 令和3年12月14日(火) 午後1時30分 | 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁 1階 入札室1 |

6 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高額の入札者とする。

8 入札保証金

(1) 一般競争入札参加者は、甲及び乙のそれぞれに対し、入札保証金として下記ア及びイに定める額以上の額を、下記(2)又は(3)のいずれかの方法により納付すること。

なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

ア 甲に納める入札保証金の額：次の各号に掲げる額を足した額

(ア) 土地分：入札金額×32,400,000/67,290,000×94,564/261,387×5/100 (円未満切上げ)

(イ) 建物分：入札金額×34,250,000/67,290,000×864/1,000×5/100 (円未満切上げ)

イ 乙に納める入札保証金の額：次の各号に掲げる額を足した額

(ア) 土地分：入札金額×32,400,000/67,290,000×166,823/261,387×5/100 (円未満切上げ)

(イ) 建物分：入札金額×((34,250,000/67,290,000×136/1,000) + (640,000/67,290,000))×5/100 (円未満切上げ)

(2) 現金により当日納付する場合は、前記 5 (2)イの提出日時の30分前から15分前までの間に納付すること。

(3) 口座振込により納付する場合は、甲の指定する口座及び乙の指定する口座に振り込んだ旨の証明として、甲の指定する口座に振り込んだ旨の証明にあっては振り込みを依頼した金融機関から交付を受けた納付書・領収証書(様式第40号)の原本を貼付した入札保証金払込票提出書を、また、乙の指定する口座に振り込んだ旨の証明にあっては乙が定める書面を、前記 5 (2)の提出期限・提出日時までに提出すること。

※ 口座振込の場合には、あらかじめ、甲及び乙に申し出て、財務規則に定める納付書・領収証書(様式第40号)、収入票(納付書用)(様式第37号(その5))及び収納済通知票(納付書用)(様式第38号(その5))の3枚複写帳票、及び乙が定める書面の交付を受けること。

9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が落札決定後、甲及び乙が指定した期限内に売買契約を締結しないときは、前記 8 の入札保証金は甲及び乙に帰属する。

10 契約書の作成及び売払代金の支払方法

(1) 落札者は、甲及び乙が定める売買契約書により、それぞれ契約書を作成するものとする。

(2) 売払代金は、次の方法により、甲乙それぞれが指定する日までに納入するものとする。

甲：甲が発行する納入通知書により、指定金融機関に納入すること。

乙：乙が別途指定する方法により、納入すること。

11 現地説明の日時、場所及び申込み先

現地説明会に参加を希望する者は、現地説明会実施日の前日(前日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その前日)午後5時までに、下記(3)の担当窓口へ申込みをすること。

なお、参加希望者がいない場合には、現地説明会は実施しないものとする。

(1) 日時

| 物件番号 | 日 | 時 |
|------|---------------|--|
| 1 | 令和3年11月24日(水) | 午前の部 10:00から12:00まで 午後の部 13:00から15:00まで |

(2) 場所 (物件の所在地)

茨城県東茨城郡大洗町大貫町64番80
旧警察職員宿泊保養施設シーサイドはまざく

(3) 担当窓口 (申込み先)

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県警察本部警務部厚生課内
警察共済組合茨城県支部
電話 029-301-0110 (内線2782)

12 用途の制限

入札物件については、契約書において売買契約締結の日から 5 年間、次に掲げる制限を付す。

- (1) 落札者は、条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団事務所又はその他これに類するものの用途に供し、又は供させてはならない。
- (2) 落札者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは本件財産を第三者に貸してはならない。

13 その他の注意事項

本件は、甲及び乙が所有する次の財産を一体として売却するものである。落札者は甲乙それぞれが所有する財産について、落札額を発注者が定める方法 (前記 8(1)に準ずる。ただし、土地及び建物について、甲乙それぞれの持分に応じて円未満四捨五入) により按分した額をもって、甲及び乙とそれぞれ売買契約を締結するものとする。

・連絡先

水戸市笠原町978番 6
茨城県総務部管財課 公有財産維持活用推進室
電話 029-301-2380

●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 調達に係る役務

行政情報ネットワーク運用管理業務委託

(2) 調達に係る役務の内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで。ただし、令和 4 年度の歳入歳出予算においてこの入札に係る金額について減額又は削除があった場合 (令和 4 年度当初予算が否決された場合を含む。) は、契約を解除することがある。

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県政策企画部情報システム課 情報基盤管理担当

電話 029-301-2556

F A X 029-301-2598

所属メールアドレス : johoh5@pref.ibaraki.lg.jp

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類20 (コンピュータ関連サービス) に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法 (平成16年法律第75号) の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 委託業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。
- (8) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤 (組織、人員、体制及び資金並びに資金等の管理能力及び技術能力を含む。) を有していること。
- (9) 委託業務を実施する組織及び当該組織の業務において、品質マネジメントシステム (JIS Q 9001:2015 (ISO9001:2015)) 及び情報セキュリティマネジメントシステム (JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC27001:2013)) 認証を受けていること。認証取得に係る条件は、以下のとおりとする。
 - ア 認証されている事業活動が、委託業務の内容に一致していること。
 - イ 委託業務を担当する組織が、認証取得していること。

なお、同一企業内の複数の組織で担当する場合には、担当する全ての組織で認証取得していること。
 - ウ 公益財団法人日本適合性認定協会 (以下「JAB」という。) 又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。
- (10) 県税の滞納がないこと。

4 資料の提出、入札、通知等の方法

この調達には、資料の提出、入札、通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムにより難しい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式によることができる。紙入札方式によることの承諾を得ようとする者は、2の担当部局に紙入札（見積）方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書及び契約書（案）の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和3年12月1日（水）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 政策企画部情報システム課

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

入札公告の日から令和3年11月17日（水）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局

ウ 方法

質問は、電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札による参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに2の担当部局に対して電話により到達確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答の期限及び方法は次のとおりとする。

ア 期限

令和3年11月24日（水）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。また、回答内容は入札情報サービスにも掲載する。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、質問に対する回答について追記及び訂正が生じた場合は、入札情報サービスの発注図書ファイルに随時追加を行う。

7 入札等の手続

(1) 電子入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(4)から(10)までに係る証明書を添付し、電子調達システムにより提出するとともに、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 3 年 12 月 1 日 (水) 午後 5 時まで

(イ) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート (テキストファイル) 又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル (TIFF ファイル等) のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送 (書留郵便に限る。)、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

(ウ) 提出先

2 の担当部局

(エ) 受付通知及び結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 3 年 12 月 15 日 (水) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6 (2) の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た価格 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額 (総額とする。) の 110 分の 100 に相当する金額 (整数) を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 12 月 21 日 (火) 午後 5 時まで

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和 3 年 12 月 22 日 (水) 午前 10 時 30 分

b 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 研修室 1

ウ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

(2) 紙入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、確認申請書に 3 (4) から (10) までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 3 年 12 月 1 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(ウ) 提出先

2の担当部局

(エ) 結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和3年12月15日（水）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入及び押印の上、封書で2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、その表面にこの入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（総額とする。）の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年12月21日（火）午後5時まで（必着）

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和3年12月22日（水）午前10時30分

b 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 研修室1

ウ 入札の辞退

2の担当部局へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

競争入札参加者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号のいずれかに該当する場
合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場
合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

- (2) 入札参加資格がない者がした入札
 - (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
 - (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者の入札を除く。)
 - (5) 電報、電話又はファクシミリによる入札
 - (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - (7) 電子証明書を不正に使用した入札
 - (8) 指定の日時まで電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
 - (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
 - (10) 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
 - (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
 - (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
 - (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められたが、資格確認の日から入札日までの間に指名
停止措置を受けた者のした入札
 - (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札
- 10 落札者の決定方法等
- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った
者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システ
ムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
 - (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。
- 11 再度入札等
- (1) 再度入札は、1 回とする。
 - (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
 - (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、
随意契約に移行する場合がある。
- 12 契約書作成の要否
- 要
- 13 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札又は開札の事務が処理できない場合は、入札若しくは開札の延
期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札若しくは開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電
話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
 - (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはで
きない。
 - (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の
相手方が負担するものとする。
 - (5) 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of necessary products :

"Administrative information network" operation management work

(2) Time limit for the submission of tender :

Time limit of tender (by system) : 5:00 p. m. , December 21, 2021

Time limit of tender (by hand) : 5:00 p. m. , December 21, 2021

Time limit of tender (by mail) : 5:00 p. m. , December 21, 2021

(3) Contact point for the notice :

Information System Division, Department of Policy Planning, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555,

Phone : 029-301-2556

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

●入札公告 (電子調達)

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について、次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 11 月 11 日

茨城県立つくば工科高等学校長 久 松 政 信

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

光加工機 一式 ※詳細は、別紙仕様書による。

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、入札説明書 (仕様書) で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和 4 年 3 月 22 日 (火)

(4) 納入場所

茨城県つくば市谷田部 1818 茨城県立つくば工科高等学校 工業 1 号棟 1 階資材倉庫

2 担当公所

〒305-0861

茨城県つくば市谷田部 1818

茨城県立つくば工科高等学校 事務室

電 話 029-836-1441

F A X 029-836-4700

所属メールアドレス daihyo@tsukubakoka-h.ibk.ed.jp

3 入札参加資格

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている

者でないこと。

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当公所の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当公所に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

##### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

###### ア 期間

入札公告の日から令和 3 年 11 月 18 日（木）まで

###### イ URL

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

##### (2) 茨城県立つくば工科高等学校

###### ア 期間

入札公告の日から令和 3 年 11 月 18 日（木）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

###### イ 場所

茨城県つくば市谷田部1818

#### 6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

##### ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 11 月 17 日（水）午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当公所に同じ。

##### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

##### ア 日時

令和 3 年 11 月 19 日（金）午後 5 時まで

##### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによ

り回答する。

#### 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3 の(4)から(7)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出期限

令和 3 年 11 月 18 日（木）午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

##### (2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、入札参加登録シート（テキストファイル）を送信の上、提出物一式は、別途、郵送、持参又は所属メールアドレスへの添付ファイルの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

##### (3) 提出先

2 の担当公所に同じ。

##### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 11 月 22 日（月）午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

#### 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

##### (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書にて、2 の担当公所に提出すること。余白に任意の 3 桁のくじ番号を記載すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

##### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 11 月 26 日（金）午後 5 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当公所に必着のこと。

##### (3) 開札日時及び場所

ア 日時



令和 3 年 11 月 29 日 (月) 午前 11 時

イ 場所

茨城県立つくば工科高等学校 事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当公所へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は 1 回とする。

- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 契約条項及び支払い条件

詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

#### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased

Optical processing machine : One set

- (2) Time limit for tender

Time limit of tender (by hand) : 5:00p.m., November 26, 2021

Time limit of tender (by mail) : 5:00p.m., November 26, 2021

- (3) Contact point for the notice

Tsukuba Technical High School

1818, Yatabe, Tsukuba-shi, Ibaraki-ken, Japan, 305-0861

Tel. 029-836-1441

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)